

CEATEC JAPAN 2016 出展規程

1. 出展の資格／小間に関する事項

1-1. 出展者の資格

CEATEC JAPAN (以下「本展示会」と略称することがあります) には、次の各業種の出展対象製品を取り扱うまたは、関連する事業を行う以下の法人等が出展できます。

- IT 及びエレクトロニクス機器関連
- 電子部品、デバイス、材料、素材、装置関連
- 放送・情報通信関連
- ソフトウェア・コンテンツ関連
- 自動車、モビリティ関連
- 公共インフラ関連
- ヘルスケア関連
- エネルギー関連
- 金融関連
- 農林関連
- 機械・製造関連
- 建設関連 (ディベロッパー)
- 商社関連
- 流通・物流関連
- アパレル関連
- スポーツ関連
- 観光関連
- サービス関連
- 新聞・雑誌等の出版社
- 教育・研究機関
- 行政機関・行政法人・公益法人・非営利法人・公共団体・業界団体
- 上記の各業種以外の主催 3 団体
(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会) の会員
- その他実行委員会 (「9-3. 実行委員会」参照) が認める企業

(1) 上記の業種の法人等が出展物を出展する場合であっても、広告代理店等を介しての出展はできません。

(2) 出展対象の法人等や過去に出展実績のある法人等においても、出展規程や各種マニュアルに定める規程に違反した場合、あるいは実行委員会 (「9-3. 実行委員会」参照) が来場者や他の出展者へ悪影響をおよぼすと判断した場合、その他、実行委員会が不適当と判断した場合は、出展申し込みの受理または出展契約締結の前後にかかわらず、出展をお断りする場合があります。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却します。(「5-3. 出展申込および契約」参照)

1-2. 出展エリア

■ CEATEC JAPAN は、以下のエリア構成となります。

- 社会 エリア
- 街 エリア
- 家 エリア
- CPS/IoT を支える テクノロジ・ソフトウェア エリア

■ 希望のエリアにまとめて出展するか、エリアに分かれて出展することができます。複数のエリアに出展する際には、それぞれのエリアごとに「出展申込書・契約書」が必要となります。

■ CEATEC JAPAN では、エリア内を「出展申込書・契約書」に記載されている出展予定製品に基づき、ゾーン構成を行うことがあります。ゾーン構成については、実行委員会にて決定後ご案内します。

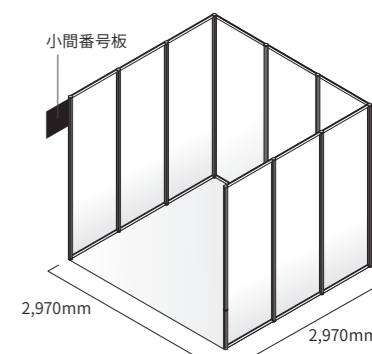
2. 小間の料金・規格・仕様・定義

2-1. スタンダードブース (通常小間)

(1) 出展小間料金

出展小間料金は、スタンダードブース (通常小間) 1 小間につき次のとおりとします。

一般法人等 (通常出展小間料)	@ 388,800 円 (消費税込)
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 一般社団法人電子情報技術産業協会 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 のいずれかの会員法人 (会員出展小間料)	@ 356,400 円 (消費税込)



(2) 1 小間～ 18 小間 (一列～四列小間の規格) ※スタンダードブース (通常小間)

① 規格 間口 3m × 奥行 3m = 9㎡
※パネルがある場合の内寸 2,970mm × 奥行 2,970mm

② 仕様

列小間の出展者には、背面となる面のバックパネルおよび他社と隣接する面のサイドパネルをシステムパネルで設置します。なお、角小間の通路側のシステムパネルと、独立小間となる小間のシステムパネルは設置しません。

(3) 20 小間以上 (ブロック小間の規格)

ブロック小間の規格は 1 小間の面積を 9 ㎡とし、9 ㎡ × 小間数分の総面積より間口 : 奥行を 2 : 1 から 1 : 1 の範囲で墨出しします。寸法については小間位置決定の時期に図面にて指定します。出展者は、指定の小間スペースに対して、カーペット等の設置により来場者が通路と境界線を視認できるような施工をするようご配慮ください。なお、小間の総数が 20 小間以上の団体出展については三列・四列小間の小間規格とします。

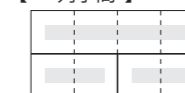
(4) 高さ制限

基礎パネルの高さを 2.7m として、以下の範囲での高さ超過が認められます。

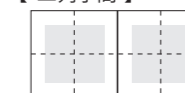
- ① 一列小間 (1、2、3、4、5、6 小間)
通路および基礎パネルより 1m セットバックした部分は、高さ 3.6m まで使用可能。
- ② 二列小間 (4、6、8、10、12 小間)
通路および基礎パネルより 1m セットバックした部分は、高さ 3.6m まで使用可能。
- ③ 三列・四列小間 (9、12、15、16、18 小間)
通路および基礎パネルより 1m セットバックした部分は、高さ 6m まで使用可能。
※団体出展において申込小間数が二列小間形態で 20 小間以上となる場合は、三列・四列小間の高さ制限を適用。
- ④ 20 小間以上
全面高さ 6m まで使用可能です。ブロック小間については高さ 6m 以下での吊構造が可能です。なお、吊構造の設置場所は、会場躯体の確認調整が必要です。

- 2.7m 以下
- 3.6m 以下
- 6.0m 以下

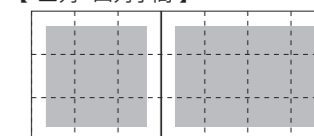
【一列小間】



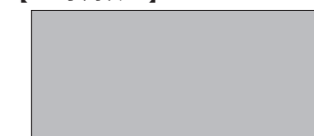
【二列小間】



【三列・四列小間】



【20 小間以上】



2-2. スモールパッケージブース

(1) スモールパッケージブース出展小間料金

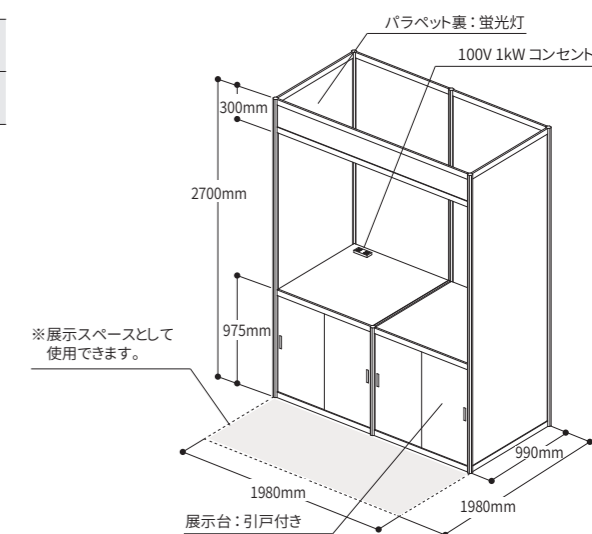
1 小間	@ 183,600 円 (消費税込)
2 小間	@ 367,200 円 (消費税込)

※備品パッケージ付

※申込小間数は 2 小間を上限とします。

(2) スモールパッケージブースの規格

- ① 規格 外寸 : 間口 2m × 奥行 2m = 4 ㎡
 - ② パッケージブース仕様
 - ・基礎壁面
 - ・展示台 (高さ 975mm 下部収納付)
 - ・社名掲出用パラベット (幅 300mm)
 - ・社名カットニングシート
 - ・蛍光灯
 - ・コンセント (容量 1kW までの単相 100V 電源)
- ※電気使用料は別途申し受けます。





































2-3. 小間の表現の定義

CEATEC JAPAN では、小間を上記のとおり、「スタンダードブース」と「スモールパッケージブース」の 2 つの表現で分類していますが、ご請求の際は、「出展小間料」に統一してご請求しています。

3. 申込小間数と小間の形態

小間の種類	小間の形態	申込小間数
スタンダードブース (通常小間)	一列小間	1, 2, 3, 4, 5, 6
	二列小間	4, 6, 8, 10, 12
	三列小間	9, 12, 15, 18
	四列小間	16
	ブロック小間	20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100
スモールパッケージブース	一列小間	1, 2

【一列小間】	         
【二列小間】	        
【三列小間】	       
【四列小間】	      

- 列小間は、1 辺～ 3 辺が他社と接する場合があります。
- 共同出展または業界団体による出展の場合は、申込上限の 100 小間を超えて申し込むことができます。
- 申込締め切り後、実行委員会において会場構成等を審議し、会場の収容力が不足する場合は、公平な基準を設け、各出展者の小間数を申込数より削減し割り当て調整を行うことがあります。その際は、出展者の皆様にはご了承願います。

4. 小間位置の決定

- 小間位置の決定

小間位置は実行委員会で決定した小間割図面の指定箇所より選択をしていただけます。選択順位は出展申込を受理した順番に決定します。選択のための小間位置を示した「小間割図面」は、6 月中旬（予定）より順次出展者へ事務局より送付します。

※小間位置決定に関するご注意

 - 出展申込状況に基づきゾーン構成を行うことがあります。ゾーン構成は、実行委員会で決定します。
 - 小間位置決定後も小間割図面を変更し、それに関連して小間を再配置することがあります。
- 予備小間

5 月 31 日（火）までに募集小間数に満たなかった場合、残りの小間を予備小間として配置します。6 月 1 日（水）以降にお申し込みいただく場合、締め切りまでお申し込みいただいた出展者の小間位置確定後、この予備小間の中から先着順に小間割図面の指定箇所より選択をしていただけます。選択順位は出展申込を受理した順番に決定します。
- 固定小間

以下の小間は実行委員会により、あらかじめ小間位置を決定させていただきます。

 - 国内関連団体の小間
 - 海外協力団体の小間
- 小間割決定後、空きスペースにユーティリティブース等を設けますが、小間数の増減等により小間割に変更が生じる場合があります。その際は、出展者の皆様にはご了承願います。
- ブロック小間の出展者に対し、実行委員会が来場者の動線を考慮し、小間の出入り口を指定する場合があります。
- 出展申込受理後の希望した出展エリアの変更は原則としてお受けできません。

5. 出展申込および契約に関する事項

5-1. 出展小間料に含まれる経費

- バッチ

出展者バッチ	1 小間あたり 15 枚
作業員バッチ	1 小間あたり 5 枚
- DM 招待券

1 小間～ 3 小間	1,000 枚
4 小間～ 8 小間	2,500 枚
9 小間～ 12 小間	4,000 枚
15 小間～ 20 小間	6,000 枚
以降 5 小間あたり	1,200 枚ずつプラス

※追加の場合は、「5-2. 出展小間料以外の経費」参照
- カスタマー招待券　※DM 用案内状・専用封筒付

1 社（1 ブース）につき 50 枚を上限とします。カスタマー招待券のサービス内容等の詳細については、後日配布する出展者マニュアルにてご案内します。

- 公式 Website

「出展者紹介」掲載スペース（和文・英文）
出展者専用自動掲載システムページへのアクセス用 ID とパスワードを発行します。

5-2. 出展小間料以外の経費

- 基礎パネル以外の小間装飾および下記の経費は出展小間料に含まれておりません。

電気工事費 単相 100V または 200V	@ 7,560 円／kW (消費税込)	出展者バッチ（1 小間あたり 15 枚を超える分）	@ 1,500 円／枚 (消費税込)
電気工事費 三相 200V	@ 7,560 円／kW (消費税込)	作業員バッチ（1 小間あたり 5 枚を超える分）	@ 500 円／枚 (消費税込)
電気使用料	@ 3,240 円／kW (消費税込)	DM 招待券（前記無料枚数を超える分）	@ 324 円／枚 (消費税込)
有料作業費（残業代）	@ 10,800 円／時間 (消費税込)	封筒（OPP / 長 3）※招待券等発送用	@ 22 円／部 (消費税込)

(2) ユーティリティブース / スイートブース（別途申込制）	
倉庫、控室など、関係者向けのみを利用する場合（ユーティリティブース）	1 棟 216,000 円 (消費税込)
来場者を対象とした展示、実演を行う場合（スイートブース）	主催 3 団体会員法人 356,400 円 (消費税込) / 一般法人 388,800 円 (消費税込)

ユーティリティブースは、商談ルームや倉庫、控室など様々な用途で利用（製品を展示する場合はスイートブースとして利用価格が異なります）いただけます。なお、スペースの関係上、1 社（複数のエリアにご出展の場合は、1 エリアごと）の申込上限を設定させていただく場合があります。後日配布する「出展者マニュアル」にてお申し込みください。

- 規格　間口 2,970mm× 奥行 2,970mm× 高さ 2,700mm
- 付属備品　蛍光灯 2 本、コンセント1個、電気容量は 800w まで使用可能です。
- 設置位置　ユーティリティブース / スイートブースは小間周辺の会場内に設置しますが、設置場所は実行委員会に一任させていただきます。ただし、会場スペースに限りがあるため、申込小間数によっては、ユーティリティブース / スイートブースを屋外等に設置する場合がありますのでご了承ください。

- その他

出展者の希望または、小間設計に係わる法令上の必要に応じて発生する経費がありますが、詳細については、後日配布する「出展者マニュアル」でご案内します。

5-3. 出展申込および契約

「出展申込書・契約書」に所要事項を記入のうえ、CEATEC JAPAN 運営事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会（以下「当協会」と略称することがあります）までお申し込みください。お申し込み後、当協会より出展申込みの受理確認を E-mail にてご連絡します。この受理確認メール本文中に記載された期日を出展契約締結日とし、出展者は出展小間料の支払い義務を負うものとします。

- 申込先

CEATEC JAPAN 運営事務局（一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会） 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル 5 階 TEL：(03)6212-5233 FAX：(03)6212-5226 E-mail：contact2016@ceatec.com

- 申込受付開始

2016 年 2 月 22 日（月）午前 10 時 ※受付開始前の申込みは受付できません。
--
- 申込期限

申込締切：2016 年 5 月 31 日（火） 6 月 1 日（水）以降も募集小間が満小間になるまで随時出展を受け付けますが、満小間になり次第、受付を終了します。
※申込小間数が募集小間数に達した場合は、上記申込締切前に募集を締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

- 「会社概要」等の添付

CEATEC JAPAN に初めて出展される場合は、出展申込書・契約書に「会社概要」および「出展予定製品カタログ」を必ず添付してください。また、初出展でない場合でも、以前提出された「会社概要」または「出展予定製品カタログ」に重要な変更があった場合には、変更後の「会社概要」または「出展予定製品カタログ」を添付してください。上記添付資料がない場合には、出展申込書・契約書の受理を保留し、添付資料を確認のうえ申し込みを受け付けます。

- 2 社以上の会社が共同で出展する場合

1 社が代表して出展申込および出展小間料の支払いを行ってください。なお、共同出展予定の会社情報については、出展申込後に当協会より所定の共同出展者登録フォーマットを送付しますので、必要事項を記入しご提出ください。

- 出展申込の拒否

破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続き中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行い若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申し込みは受理しません。また、当協会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。なお、契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には、契約を破棄し出展をお断りします。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却します。当協会は、上記に関連して必要と認めた場合、調査および審査を行う場合があります。

5-4. 出展小間料の払い込み

出展小間料は、「一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会」からの請求により、以下の期限までに指定の銀行口座にお振り込みください。（指定口座は請求時にご案内します。）なお、手形によるお支払いはお断りします。また、振込手数料は、出展者の負担とさせていただきます。

出展小間料払い込み期限	7 月 29 日（金）
--------------------	--------------------

5-5. 出展の取消および小間の削減

お申し込み後、出展者の都合により出展を取り消す場合、あるいは申込小間数を削減する場合は、次の金額を申込解約金として申し受けます。解約金には消費税を加算します。

6 月 1 日以降	小間料の 100%
------------------	------------------

取消し等の意思表示は、書面の郵送またはファックス、E-mail 送信によることとし、当協会到着日に有効とします。

8. 展示物、展示運営に関する事項

8-1. 模倣品・偽造品の展示等の禁止

- 第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。）を侵害する物品（いわゆる模倣品・偽造品）を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。
- 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと実行委員会または当協会が判断した場合、実行委員会または当協会はその裁量により当該物品の撤去等の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。
- 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して、実行委員会または当協会が行う調査に協力するものとします。
- 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

8-2. 比較表示

下記の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばないよう表示してください。実行委員会または当協会はこれに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者、実行委員会および当協会は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

- 展示および実演による比較表示
- 説明パネル・パンフレット等による比較表示
- ナレーション等による比較表示
- その他の商品・製品・技術等に関する比較表示

8-3. 適正な表示

当協会では展示ブースにおける各種表示について、次の対応をお勧めします。

- 安全表示・警告表示
 - 展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めします。
- 使用環境の表示
 - 製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイ、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。
 - なお、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めします。

8-4. 天井照明

会場の照明は、蛍光高圧水銀灯により、照度は全灯で 450～500lx となります。展示ホール天井照明は、ブロック毎に水銀灯が 4 個設置されていますが、展示環境を考慮して全エリア 3/4 灯とします。

8-5. 音量規制

説明・実演または演出などにより、自社小間内より発生される音量は、以下の数値を厳守してください。来場者にとって説明を聞きやすい展示環境を保つため、ご協力をお願いします。

- 80dB 以下
- 上記数値は、小間の境界線から2m の場所において測定した音量を基準とします。
- 測定器は JIS C 1509 に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。
- 会期中、当協会にて定期的に音量測定を行います。開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。音量測定器は当協会でも用意しますので、必要な場合はお申し出ください。
- 当協会の音量測定により規定値を超過している場合、出展者に対して改善を要求し、出展者はこれに従わなければなりません。なお、上記規定値内であっても、あきらかに耳障りな音を発生、隣接小間や来場者より苦情が発生した場合も改善を要求し、出展者はこれに従わなければなりません。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。
 - ・改善勧告が通算で3回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用禁止。
- 音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、この音量規制に従い音響設備が運用されるように常時管理してください。

8-6. デモ規制

- 著作権処理
 - 展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。（自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要）
 - 処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等にお問い合わせください。
- 光線・照明
 - 小間外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません。また、LED などの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合がありますので十分ご注意ください。
- スモークマシン
 - 演出のためのスモークマシン（アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの。または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの）の使用を禁止します。
- その他
 - 実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。
 - 熱気
 - ガス
 - 臭気
 - 振動

8-7. 危険物の取り扱い

- 禁止行為
 - 消防法により展示場内において以下の行為は禁止されています。
 - 喫煙
 - 裸火の使用（火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む）
 - 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
 - 危険物（ガソリン、灯油、マシン油、重油等）の持ち込み
 - 危険物品（火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等）の持ち込み
- 禁止行為の解除
 - 上記の行為のうち、喫煙以外は出展物の実演等のため、必要最小量に限り一定の条件のもと所轄消防署の許可を受けて会場内に持ち込むことができます。禁止行為の解除を希望する出展者は出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項を記入の上、カタログまたは実演状況説明書 2 部を添付し、ご提出ください。当協会より消防署に一括申請し、承認を受けたもののみ会場内に持ち込むことができます。

9. 本規程の違反および解釈の疑義について／その他／実行委員会

9-1. 本規程の違反および解釈の疑義について

本規程に違反した出展者および本規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は、下記によるものとします。なお、同規程の解釈は和文規程を優先します。

- 実行委員会が、出展者のブースおよびその運営方法について出展規程に違反したと判断した場合には、当協会より出展者に改善の申し入れを行います。
- 上記 (1) の申し入れを 2 度行っても改善が図られない場合、また本規程の解釈に疑義が生じた場合には、実行委員会によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- 上記 (2) により改善の申し入れを受けた出展者は、即日、改善内容および改善を行う日程等を文書で当協会に提出してください。
- また、(2) により改善の申し入れを受けた出展者が上記 (3) の対応と改善策を講じない場合、もしくは、実行委員会がその改善内容が不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合があります。
 - 翌開催日以降の実演・出展活動の禁止。
 - 上記①の処分を守らなかった場合は、この事実を公表するとともに、当該出展者の次回「CEATEC JAPAN」への出展を認めないことがあります。

9-2. その他

- 本出展規程以外の規制および制限事項は、後日配布する「出展者マニュアル」に明記しますので、あわせて遵守してください。
- 出展小間料を含む全ての経費について手形によるお支払いはお断りします。
- 本規程は、主催者、実行委員会および当協会が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、「CEATEC JAPAN 公式 Website」その他の方法で出展者に告知します。
- 出展者は各自日本国の法令を遵守するものとし、主催者、実行委員会および当協会は、出展者の法令違反につき何らの責任を負わないものとします。

9-3. 実行委員会

実行委員会は、出展者の代表者で構成された、本展示会における規程や企画など、運営に関する事項を審議し、決定する機関です。なお、準備期間・会期中は実行委員が会場に常駐し、出展環境の維持、問題の処理、出展規程の徹底に当たり、問題が発生した際にその処理を行う権限を有します。

スケジュール

<p>運営スケジュール</p>	
<p>22日(月)午前 10 時 出展申込受付開始</p> <p>重要 CEATEC JAPAN 2016 では実行委員会で決定した小間割図面の指定箇所より小間位置を選択していただきます。選択順は出展申込を受理した順番で決定します。(参考：P3 4. 小間位置の決定)</p>	
<p>31日(火) 出展申込締切</p>	
<p>中旬 出展者説明会・入場事前登録開始 / キーノート、ゲストスピーチ 聴講予約開始</p> <p>公式プレスリリース配信</p> <p>29 日(金) 出展申込者の小間料支払い期限</p>	
<p>中旬 コンファレンス全セッション 聴講予約開始</p> <p>公式プレスリリース配信</p> <p>下旬 来場誘致ツール配布</p>	
<p>3 日(月) 午後：メディアコンベンション</p>	
<p>10月4日(火)～7日(金)</p> <p>CEATEC JAPAN 2016</p>	
<p>中旬 After CEATEC@AEES(上海)</p>	
<p>上旬 After CEATEC@CES(ラスベガス)</p>	

出展者準備スケジュール（例）

目標設定などの出展計画

2・3月

- ◆新規顧客開拓や顧客リストの更新・追加などの顧客接点を重視した目標設定
- ◆新製品 PR のタイミングを CEATEC JAPAN 2016 に合わせたプロモーション計画と目標設定
- ◆出展に合わせた広告／スポンサーシップの検討

出展申込手続き

2～5月

- ◆出展計画の確定と出展規程に基づく出展申込手続き作業
- ◆出展に向けた実施スケジュールの確定

ブース設計

6・7月

- ◆出展者説明会への参加と出展者マニュアルの入手
- ◆小間位置と出展計画に基づいたブース設計と各種製作物作成の着手

ブース運営に関する諸手続きと情報発信

8・9月

- ◆ブース設計と出展製品の確定とスタッフینگ等ブース運営マニュアルの策定
- ◆出展者マニュアルに基づく各種届出書および申込書の申請手続き
- ◆Website への情報入力とニュースセンターへの情報提供など、開催に向けての情報発信

開催準備と顧客アポイント取り

9・10月

- ◆ブース運営マニュアルの完成とブース造作や出展製品搬出入の最終確認
- ◆顧客への DM 招待券配布と会期中の事前アポイント取り
- ◆プレス向けリリースの作成や新製品発表の準備と取材対応

顧客リストの整理と商談した企業のフォロー

10・11月

- ◆ブース運営における効果測定と評価分析
- ◆顧客リストの分類整理と目標の達成度・顧客満足度の分析
- ◆結果分析に基づく顧客リスト分類ごとの事後フォロー活動